

平成23年(2011年)7月22日



埼玉県報

第 2 3 0 6 号
平成23年7月22日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [平成23年埼玉県告示第233号の一部を改正する告示\(産業人材育成課\)](#)
- [清算法人羽尾北部土地改良区の清算人退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [清算法人羽尾北部土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の登録事項の変更に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
（変更前）特定非営利活動法人四ツ葉会
（変更後）特定非営利活動法人繋
- 三 代表者の氏名
金山 美枝子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市中新井二丁目四百七十九番地の八 メゾンマルフク百三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象とした障害のある人達に対し、地域社会における自立生活を助長するための生活の場を提供し、日常生活の援助を行うことで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

平成二十三年埼玉県告示第二百三十三号（平成二十三年度前期技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

三イ1中「同年九月十一日（日）」を「平成二十四年二月十九日（日）」に改め、三イ3中「平成二十三年五月三十一日（火）」の下に「又は同日から同年十一月二十五日（金）までの間において協会が指定する日」を加え、六イを次のように改める。

イ 技能検定合格者の発表

次の1又は2に掲げる職種の区分に応じ、当該1又は2に定める日に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

- 1 平成二十三年七月二十四日（日）に学科試験を実施する職種 同年八月二十六日（金）又は同日から平成二十四年三月十三日（火）までの間において協会が指定する日
- 2 1以外の職種 平成二十三年九月三十日（金）又は同日から平成二十四年三月十三日（火）までの間において協会が指定する日

告示

埼玉県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十二年十二月十四日解散認可した比企郡滑川町羽尾北部土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
小澤利男	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四千四百三番地二
杉田米三	同 同 山田二千五百十八番地
須澤一良	同 同 羽尾二千五百五十五番地
矢島盛志	同 同 二千四百九十八番地
北堀武雄	同 同 二千五百二十六番地
吉野登代治	同 同 二千三百三十四番地二
吉野義之	同 同 二千四百五十八番地
野澤一郎	同 同 山田二千三百九十二番地一
鈴木行男	同 同 千六百七十八番地
石井武史	同 同 羽尾二千四百六十番地
神田博	同 同 三千六十一番地
神田隆夫	同 同 千三百六十八番地
井上富夫	同 同 千二百七十二番地
大塚木一	同 同 三千十九番地
井上喜平	同 同 千二百七十三番地
神田明	同 同 五千百六十九番地一
金子悦雄	同 同 千二百七十九番地
稲葉恒雄	同 同 三千十番地
山下譲二	同 同 千二百九十九番地
須沢豊	同 同 二千三百十一番地
西田恒雄	同 同 千四十二番地
矢島照太	同 同 二千五百三十八番地一
矢島久男	同 同 二千五百十一番地
吉野晴夫	同 同 二千五百四十六番地

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人羽尾北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
監 事	神 田 一 三 三	比企郡滑川町大字羽尾三千二百四十四番地
同	金 子 修 治	同 同 同 一千二百八十三番地
同	矢 島 和 茂	同 同 同 二千五百四番地

告示

埼玉県告示第八百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十三年六月十七日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六八二号 料	副産石灰肥	50副産石灰	アルカリ分 五〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	キューピータマゴ株 式会社 東京都調布市仙川町 二丁目五番地

告示

埼玉県告示第八百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 四七五号	生石灰	80生石灰	アルカリ分 八〇・〇	平成二十九 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番地 二
埼玉県第 四七六号	消石灰	65菱印 消石灰	アルカリ分 六五・〇	平成二十九 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番地 二
埼玉県第 四七七号	消石灰	60菱印 消石灰	アルカリ分 六〇・〇	平成二十九 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番地 二
埼玉県第 四七八号	炭酸カルシウム肥料	55菱印 炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇	平成二十九 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番地 二
埼玉県第 四七九号	炭酸カルシウム肥	53炭酸 カルシウ	アルカリ分 五三・〇	平成二十九 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社

	埼玉県第 五二一号	消石灰	顆粒消石 灰	アルカリ分 七二・〇	平成二十九 年四月四日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号	料 △肥料
	埼玉県第 五六七号	配合肥料	有機配合 肥料	窒素全量 一・〇 りん酸全量 一九・〇 加里全量 一二・〇	平成二十六 年七月十三 日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号	
	埼玉県第 六二二号	乾燥菌体 肥料	6・2千 成乾燥菌 体肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	平成二十六 年四月二十 四日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一	
	埼玉県第 六三九号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料1 0号	窒素全量 一〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格の とおり 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十六 年六月二十 八日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号	

	埼玉県第 六六八号	埼玉県第 六六七号			
	質肥料	肥料			
	ロス	料			
あり	室素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三 含有を許される有 害成分の最大 量は、公定規格のと おり	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	とおり		
	日	日			
	平成二十六年四月十三日	平成二十六年三月十六日			
	埼玉県所沢市東所 沢和田一丁目四十 一番地の六	株式会社明治 東京都江東区新砂 一丁目二番十号			

告示

埼玉県告示第八百九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 六六六号	乾燥菌体肥料	生産業者の氏 名又は名称及 び住所	変更前	変更後
埼玉県第 六六七号	乾燥菌体肥料	生産業者の氏 名又は名称及 び住所	変更前 小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五 番二号	変更後 キリンチルドビレッジ株式会 社 埼玉県狭山市大字上広瀬一二五 四番地
			変更前 明治製菓株式会社 東京都中央区京橋二丁目四番一 六号	変更後 株式会社 明治 東京都江東区新砂一丁目二番一 〇号

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年12月1日(木)から平成26年11月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第二係 岡本 電話048-832-0110 内線2246 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月1日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月31日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月1日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年9月1日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年8月26日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年8月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease
of bedroom suite for a rest on the nightshift and bedroom suite for
detainees
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,
september 1,2011 By mail;5:00p.m.,august 31,2011 In person;10:30 p.
m.,september 1,2011
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone 048-832-0110 Ext.2246

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字須加字野畑 三八二六番二地先まで</p>	<p>行田市大字須加字六反 三八二〇番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・三五 一五・三三</p>	<p>七・一三 七・三八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八〇・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年八月三十日

指令川建セ第二二 六三 号

二 検査済証番号

平成二十三年七月十九日

川建セ第二三 二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字六耕地三三 番一、三三一番一、三三二番、三三三番、三三四番、三三六番、三三七番、三三八番一、三三九番一、三四一番一、三四二番一、三四三番一、三四九番、三五 番、三五 番一、三五二番、三五一番二、三五一番三、三五二番、三五三番、三五四番、三五七番の一部、三五八番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲七八九番地

社会福祉法人 常磐福祉会 理事 小田 耕司